契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	海運町雨水幹線改築工事(その１)

契約変更後の工事概要

管きょ工(開削)<□1500 ㎜×1500 ㎜>　L=79.7m

管きょ工(開削)<□1500 ㎜×1500 ㎜>　L=0.8m

矩形渠用マンホール工　１箇所

付帯工　１式

仮設工　１式

契約変更の理由

・施工計画を行ううえで、道路横断している架空線が多数あるため、ボックスカルバート据付時のラフテレーンクレーンの設置位置が限定され、クレーンのアウトリガーが覆工板に載ることになり、その結果、土留めに施工時重機荷重がかかり、仮設計算上もたない。上記の理由により、ボックスカルバート据付を横引工法への変更検討を行った。その結果、横引工法の性質上、ボックスカルバート天端と１段目切梁下端の間に約 20 ㎝の空間が必要になり、施工区間の大部分で切梁位置を上げることになり、覆工板設置ができない。よって、路面覆工を減工し、仮囲いによる終日交通規制に変更する。

（公表様式第６号）

工 期 延 長 理 由 書

神戸市

工　　事　　名	海運町雨水幹線改築工事(その１)

工期延長後の工期

契 約 日　　令和４年１１月２５日

完成期限(当　初)　令和５年　９月２９日

完成期限(変　更)　令和６年　１月３１日　　１２４日間

工期延長の理由

・施工計画を行ううえで、道路横断している架空線が多数あるため、ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ据付時のﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝの設置位置が限定され、ｸﾚｰﾝのｱｳﾄﾘｶﾞｰが覆工板に載ることになり、その結果、土留めに施工時重機荷重がかかり、仮設計算上もたない。上記の理由により、ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ据付を横引工法への変更検討を行った。その結果、横引工法の性質上、ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ天端と１段目切梁下端の間に約 20 ㎝の空間が必要になり、施工区間の大部分で切梁位置を上げることになり、覆工板設置ができない。よって、路面覆工を減工し、仮囲いによる終日交通規制に変更する。終日交通規制に伴い、沿道企業・住民及び道路管理者・警察との協議に時間を要した。

・本工事区間は一方通行の道路である。施工中は部分的に通行止めを行い、夜間は仮囲いによる規制と一部通行止めをすることとなるが、沿道企業・住民の車両の出入りを確保する必要があるため、一方通行を解除する必要がある。その協議と申請手続き（地元自治会、警察）に時間を要した。

＊原議用，契約監理課用の２部作成すること